

令和8年8月定例会議会

決算認定議案、8月補正予算
参考資料（追加分）

＜目　　次＞

【議案第 18 号　令和 7 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定】

○人件費及び職員給について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○市立四日市病院事業の資金不足比率の算定について・・・・・・・・	4
○なやプラザ直営化の総括について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○令和 7 年度　5 歳児保護者アンケートの結果について・・・・・・・・	7
○生活保護受給者の就労支援者就職達成率について・・・・・・・・	8
○民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について・・・・・・・・	9
○P F I による四日市市立小中学校施設整備事業について・・・・・・・・	1 0

【議案第 23 号　令和 8 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）】

○狭あい道路対策費について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
○地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託における 除草の実施時期について・・・・・・・・	1 4

【議案第 26 号　令和 8 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算】

○リアルタイム浸水予測マップ構築事業について・・・・・・・・	1 5
○新阿瀬知ポンプ場について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6

<追加資料>

人件費及び職員給について

1. 一般会計における人件費について【関連：「決算の概要」P14】

一般会計における義務的経費のうち、人件費の内訳は以下のとおりです。

<令和 7 年度決算額>

職員給	： 2 2 9 . 6 億円※1	(前年比 + 1 2 . 0 億円)
投資的経費へ計上	： △ 6 . 2 億円※2	(前年比 △ 0 . 6 億円)
退職手当	： 5 . 6 億円	(前年比 △ 7 . 3 億円)
議員報酬等	： 4 . 2 億円	(前年比 + 0 . 1 億円)
委員等報酬、特別職給等	： 4 . 4 億円	(前年比 + 1 . 2 億円)
総額	： 2 3 7 . 6 億円	(前年比 + 5 . 4 億円)
	⇒ 2 3 8 億円※3	⇒ 6 億円

※1 「決算の概要」P17 一般会計決算額の数値

※2 全国統一基準で行われる地方財政状況調査において、建設事業に係る職員給を投資的経費へ計上したことによる減

※3 「決算の概要」P14 人件費の数値

2. 全会計における職員給について【関連：「決算の概要」P16, 17】

全会計における職員給（一般職員、再任用職員、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム））について、増減分析は以下のとおりです。

（1）全会計における職員給の内訳

<令和 7 年度決算額>

一般会計	： 2 2 9 . 6 億円	(前年比 + 1 2 . 0 億円)
特別会計	： 6 . 2 億円	(前年比 + 0 . 2 億円)
企業会計	： 1 3 0 . 9 億円	(前年比 + 4 . 6 億円)
全会計	： 3 6 6 . 7 億円	(前年比 + 1 6 . 8 億円)

（2）前年度との比較について

一般会計及び企業会計における職員給について、人事院勧告に伴う一般職員や再任用職員の給与改定、会計年度任用職員（パートタイム）の時給単価の増額、及び職員数の増により増額となったことなどから、全会計では、前年度に比べて 16.8 億円、4.8%の増となりました。

<追加資料>

市立四日市病院事業の資金不足比率の算定について

1. 資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」において、公立病院や下水道などの地方公営企業の資金不足を、地方公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足(剰余)額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額※
- ・事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除するもの。

2. 市立四日市病院事業の資金不足比率の算定について

令和7年度の市立四日市病院事業会計の決算においては、損益計算上の純損失が発生しており、資本が減少している状態にあります。資金不足額の算定上は、以下の通り流動資産（現預金、未収金等）が流動負債（未払金、賞与引当金等）を上回る資金剰余となるため、資金不足は発生していません。

<資金不足額>

(単位：千円)

① 流動負債※	② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	③ 流動資産	④ 解消可能資金不足額	①+②-③-④ 資金剰余額 (△は剰余を表す)
3,402,214	0	9,470,309	0	△ 6,068,095

※流動負債は貸借対照表の流動負債 4,692,027 千円のうち、建設改良等に充てるために発行した企業債 1,289,813 千円を控除した額

<イメージ>

貸借対照表（資金剰余状態）

流動資産	流動負債
資金剰余(流動資産 > 流動負債)	固定負債
固定資産	資本

貸借対照表（資金不足状態）

流動資産	流動負債
固定資産	資金不足(流動資産 < 流動負債)
	固定負債
	資本

<追加資料>

なやプラザ直営化の総括について

1. なやプラザの管理運営について

なやプラザ（四日市市市民活動センター・四日市市なや学習センター）では、平成 18 年度から令和 5 年度までの 18 年間、指定管理者制度による管理運営を行い、市民活動及び生涯学習の拠点としての役割を担ってきた。

しかし、令和 5 年度に実施した、翌年度以降の指定管理者公募において、審査途中での申請取り下げがあり、令和 6 年度については、市直営で管理運営を行うこととなった。その後、令和 7 年度以降についても、受託団体の目途が立たなかったことから、引き続き市直営での管理運営となっている。

2. 指定管理者制度と直営との比較

（1）人員配置

なやプラザは、9 時から 22 時を開館時間としている。現在は、8 時 30 分から 17 時 15 分までは職員を配置しているが、17 時 15 分から 22 時までは、委託業者 1 名のみの配置であり、夜間体制の脆弱さが課題となっている。

	令和 5 年度 (指定管理)	令和 6 年度 (直営)	令和 7 年度 (直営)	令和 8 年度 (直営)
日 勤	〈9:00～22:00〉 現場責任者 1 人 臨時職員 8 人 ※別途週 4 日障害者 雇用（清掃業務）	〈8:30～17:15〉 再任用 2 人 (週 5 日) 〈9:00～17:15〉 会任（パ）2 人 (週 5 日)	〈8:30～17:15〉 再任用 1 人 (週 5 日) 〈9:00～17:15〉 会任（パ）3 人 (週 5 日)	〈8:30～17:15〉 正職員 1 人 (週 5 日) 〈9:00～17:15〉 会任（パ）3 人 (週 5 日)
夜 勤	※夜勤最低 2 人以上	〈17:00～22:15〉※引継ぎ 15 分 業者に管理業務を委託→常時 1 人（週 7 日）		

（2）市民活動センター機能

本来、市民活動センターには、市民活動団体同士をつなぐ中間支援組織としての機能があるものの、市直営化後については、貸館受付が業務の中心となり、市民活動団体の活動内容を現地視察する、ヒアリングするといったアウトリーチに取り組めておらず、顔の見える関係が構築しづらい状況にある。

また、職員の退職や異動により、市民活動団体との中長期的な関係構築やイベントにおけるノウハウの蓄積などが難しいといった課題もある。

（３）生涯学習センター機能

なや学習センターは、市民の生涯学習活動の場として、サークル活動や学習活動、社会教育関係団体の会議などの利用に供している。指定管理者制度導入時と比べて、利用者数や利用団体数は緩やかに増加しており、貸館業務や印刷サービスのほか、生涯学習講座を実施するなど安定した運営が実施できている。

（４）運営費

指定管理者制度導入時と市直営を比較すると、支出は増加している。これは、17 時 15 分以降の管理業務委託により管理費が増加したこと、再任用職員の単価が高いことにより人件費が増加したことが要因となる。

(単位：円)

		令和 5 年度 (指定管理)	令和 6 年度 (直営)	令和 7 年度 (直営)
○収入	利用料金等	7,261,056	7,911,061	7,064,322
○支出	管理費	7,961,958	13,310,845	13,612,109
	事業費	524,761	828,180	805,600
	人件費	15,163,412	21,420,223	17,208,054
	総事業費 (計)	23,650,131	35,559,248	31,625,763
指定管理料 (直営時は市負担額 (支出－収入))		17,052,000	27,648,187	24,561,441

３．今後の方針について

令和 6 年度から、市直営での管理運営を行っているが、前述のとおり、17 時 15 分以降の体制の脆弱さや市民活動センターとしての機能低下、運営費の増加など様々な課題が生じている。

一方、四日市市市民協働促進条例に基づき策定した、令和 8 年度から 5 年間の基本計画「第 3 次市民協働促進計画」では、なやプラザを市民協働における拠点施設と位置付けており、ハブとしての役割を充実させることが求められている。

こうしたことから、なやプラザを市民活動センターとして有効に活用するためには、地域のニーズや課題を把握している団体が、ノウハウやネットワークを生かして市民協働の活性化を図っていくことが重要であり、指定管理者制度の再導入について検討する。

<追加資料>

令和 7 年度 5 歳児保護者アンケートの結果について

1. 目的

保護者がこどもの発達や行動、生活の様子について振り返る機会とする。また、集団生活のなかで現れる、共感性や協調性、社会性の発達において「気になる児童」を早期に発見し、保護者への育児支援や保育園、こども園、幼稚園への技術的支援を総合的に行い、就学に向けて、途切れない支援を進めていく。

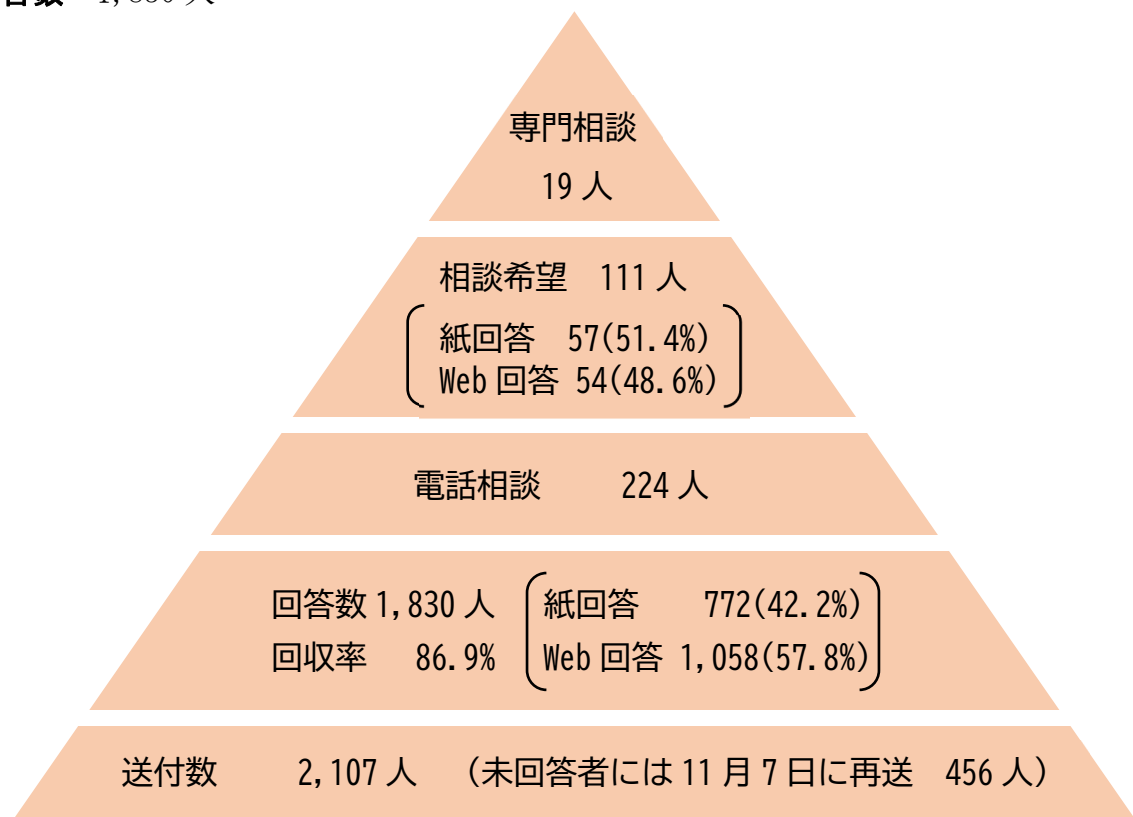
2. 対象と方法

令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 4 月 1 日生まれの児童の保護者に対し、園での配付または郵送による配付を行い、郵送・Web 併用による回答・回収を実施した。

3. 調査期間 令和 7 年 8 月 28 日～令和 8 年 3 月 25 日

4. 送付数 2,107 人

5. 回答数 1,830 人



※アンケートの回答者 1,830 人の内、相談を希望した 111 人とアンケートの回答から相談等が必要と思われる 113 人の計 224 人に電話相談を行い、その中から 19 人を専門相談につなげた。

<追加資料>

生活保護受給者の就労支援者就職達成率について

生活保護受給者の過去 5 年間の就労支援者就職達成率は下表の通り

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
就労支援者	106 人	69 人	141 人	184 人	163 人
就労決定者	72 人	54 人	78 人	88 人	85 人
就職達成率	67.9%	78.3%	55.3%	47.8%	52.2%

1. 令和 7 年度の目標設定について

就労支援者は令和 6 年度の 184 人、就職達成率は令和 4 年度の 78.3% という過去実績を加味したうえで、令和 7 年度は就労支援者 200 人、就職達成率 75.0% という目標を設定した。

令和 4 年度については、当時はコロナ禍での対応であったため、就労支援者は 69 人と少なかったものの、失業により生活保護を受ける方も多く、失業後の速やかな支援に取り組んだことで、就職達成率が 78.3% と高くなった。

2. 令和 7 年度の実績について

令和 7 年度は、163 人の支援者に対し、就労決定者が 85 人であり、就職達成率が 52.2% となった。

就労決定者については、過去実績に対して一定の水準を確保した。

しかしながら、就労支援員からの支援だけではなく担当ケースワーカー、ハローワークとも連携しながら対応してきたものの、主な要因として、就労意欲等の課題があり、面接がうまくいかないなど就職に結びつかなかったケースがあった。

3. 今後の取り組み

生活保護受給者における就労支援者の主な対象者は、傷病や障害といった就労阻害要因がない稼働年齢層であり、就労意欲の醸成に加え、面接に対する助言などを行いながら、粘り強く支援に取り組んでいく。

また、就労支援者の適性に応じた支援が行える環境を整えるために、関係機関との連携を図るなど、就職につながりやすい支援を引き続き行っていく。

<追加資料>

民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について

1. コスト比較について

(1) 民間プール

令和 7 年度決算額 (A)	73,704,064 円
委託実施学級数 (B)	274 学級 (37 校のうち 21 校)
1 学級あたり決算額 (A) / (B) (C)	268,993 円
委託実施小学校の平均学級数 (D)	13.0 学級
1 校あたり年間コスト (C) × (D)	3,496,909 円

(2) 学校プール^{※1}

プール建設費 ^{※2} (E)	150,000,000 円
維持管理費 ^{※3} (F)	123,479,600 円
総額 (E) + (F) (G)	273,479,600 円
耐用年数 (H)	60 年
1 校あたり年間コスト (G) / (H)	4,557,993 円

※1 過去の実績から算出した令和 7 年度の試算

※2 プール解体費、プール建設費

※3 プール再塗装費 (20 年目)、防水工事費 (40 年目)、ろ過装置更新費 (30 年目)、配管更新工事 (40 年目)、ろ材取替費 (15・45 年目)、ろ過装置点検費 (毎年)、薬品費 (毎年)、水道検査及び使用料・電気使用料 (毎年)

2. 指導業務委託の効果

令和 7 年度水泳授業に係る調査の実施

委託校 (水泳指導終了後実施) : 児童 5,041 人 (対象 3～6 年)・教職員 341 人 回答

自校実施抽出校 (7 月中旬実施) : 児童 781 人 (対象 3～6 年) 回答

【児童肯定的回答】

・「水泳授業で、上手に泳ぐことができるようになったと実感できましたか」

委託校 … 86.4%

自校実施 (抽出校) … 79.2%

・「水泳授業に満足していますか」

委託校 … 75.1%

自校実施 (抽出校) … 67.3%

【教職員肯定的回答】

・「外部講師による指導内容は児童の水泳技術向上に寄与しましたか」…99.7%

・「民間プール施設を活用した外部講師による水泳指導は、通常、学校で行う水泳指導と比較して効果があったと思いますか」…97.1%

・自由記述「複数の目で児童を見守ることができ、安全面での安心感が増した」「準備や清掃、機械・水質管理が不要になり、余裕を持って他の業務に集中できるようになった」

以上のことから、民間プール施設での水泳授業は、児童の泳力向上や達成感に寄与し、自校実施と比較して満足度も高いといえる。教職員にとっても、安全面における心理的な負担の軽減や、教職員の働き方の観点から、高い効果を得ることができている。

<追加資料>

P F I による四日市市立小中学校施設整備事業について

1. 事業の概要

本市は、老朽化する校舎の改築を順次行っていたが、阪神淡路大震災の教訓から耐震補強にも力を入れていた中で、最終的に改築によらなければ安全を確保できない4校（南中学校、橋北中学校、港中学校、富田小学校）についての対応を迫られていた。そこで、施設の安全、安心を早急に確保するため、4校をまとめて改築することが可能なP F I 事業を採用した。

- ・事業方式：事業者が校舎建設（設計、建設、工事監理）後に、所有権を本市へ移転し、事業者が引き続き建設した校舎と施設全体の長期維持管理を行うB T O方式
- ・事業期間：平成 16 年 6 月 23 日～令和 9 年 3 月 31 日（23 年間）
- ・契約金額：6,843,608,428 円（当初）⇒ 6,903,122,872 円（最終）（59,514,444 円増）
※維持管理業務に係る対価について、企業向けサービス価格指数の年度平均値に基づく改定を行い、翌年度以降の対価へ反映してきたことによる増
- ・事業者：よっかいちスクールサービス株式会社（特別目的会社）

2. P F I 事業とは

P F I 事業は、民間の資金や経営能力、技術力などを活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う、公共事業を実施するための手法の一つである。

特定の事業を遂行するためだけに設立されたS P C（特別目的会社）が、建設資金等の一部を金融機関から借り入れて事業を行うことが一般的である。地方公共団体は、建設資金や維持管理費用に相当する金額を、S P Cが提供するサービスの対価として、事業期間にわたり分割してS P Cへ支払うことで、財政支出の平準化を図ることが可能となる。

契約期間の終了とともに、特別目的会社によるP F I 事業は終了することとなる。

[事業者による主な業務]

建築物保守管理	常駐管理者による日常点検、建築士による建築点検、小規模修繕
建築設備管理	常駐管理者による日常点検、小規模修繕
	電気設備や空調設備、消防設備などの法定点検や自主点検
植栽・外構	常駐管理者による日常点検
	剪定や施肥、除草
	遊具やスポーツ設備などの自主点検
清掃・衛生	校舎の日常清掃や定期清掃
	体育館や武道場の定期清掃
	飲料用貯水槽の定期清掃
	ガラス清掃
安全管理	常駐管理者による安全管理
	機械警備(夜間)
備品等保守管理	常駐管理者による日常点検

3. 本事業の効果と課題

速やかな学校整備や財政負担の平準化について一定の効果を得られ、施設の日常的な維持管理において、教育委員会や学校の負担が軽減できた。

一方、修繕等を行う際の要求水準書の解釈や責任の所在について見解の相違が生じ、協議が難航することもあったが、全般的には要求水準の通り、業務を遂行することができた。

○主な効果（メリット）

- ① 4校すべてを改築するには、直接施工方式では10年以上必要であったが、複数校の改築を短期間に実施し、安全、安心な施設を整備することができた。
- ② 施設整備費について、一時的な財政支出を削減し、財政負担の平準化ができた。
- ③ 常駐管理者が、施錠などの日常的な維持管理を行うことで、学校の負担が軽減した。
- ④ 点検や修繕など要求水準書で見込んだ維持管理を事業者が行うことで、市の負担が軽減した。

○主な課題（デメリット）

- ① 維持管理期間が長いことから、空調整備やトイレの洋式化等を行う必要性が発生するなど、当初の要求水準書では想定していない事案への対応方法について、様々な協議が発生した。
- ② 経年劣化等による修繕に対し、事業者の契約範囲に含まれているか否か、対応方法の精査に時間を要した。
- ③ 事業者による修繕等において、完成までの迅速な対応に課題があった。
- ④ 4校には用務員が配置されていないことで、一部、教職員の負担が発生する面もあった。

4. 事業契約終了後の学校管理について

PFIによる事業期間の終了に伴い、他の市立小中学校と同様に、教育委員会が法定点検や修繕などの維持管理を行うとともに、日常的な運営も他校と同様に支障なく行えるよう、学校主体の体制に移行する。

なお、事業者や学校関係者などの聞き取りを基に、契約終了後、本事業について総括的な事後評価を行う。

狭あい道路対策費について

1. 未整備案件調査業務委託の概要

本業務は、狭あい道路における未整備案件 1,427 件を対象として、現地調査に基づき「個別調査表」を作成し、現場の実態把握ならびに整備に向けた優先順位を整理するものである。

(1) 机上調査（基礎情報の整理）

現地調査を実施する前段階として、過去の寄附受領時の記録や土地・道路状況の関係資料を収集・確認し、各対象案件の経緯や権利等の基礎的な背景情報を整理・抽出する。

項 目	内容・確認事項
① 基礎情報の抽出	寄附時期、後退面積などの基本情報
② 特記事項の確認	当時整備を見送った理由や経緯
③ 連続性の確認	地図台帳等による後退用地の連続性の把握

(2) 現地調査の実施

未整備案件の現況を正確に把握するため、対象となる全 1,427 件の現場に赴き、道路・宅地の構造的な状態や排水状況などの現場確認及び写真撮影による記録化を実施する。

項 目	内容・確認事項
① 現場状況の確認	排水状況および後退後の宅地と道路との高低差の確認、簡易横断測量【調査対象：1,427 件】
② 現場記録	現場写真撮影（起終点ほか）、特有の状況確認

(3) 個別調査表及び整備優先順位の整理

机上調査により抽出した基礎情報と、現地調査で得られた写真や実測データを一体化・図面化し、整備の可否や工事の難易度等の総合評価を付した「個別調査表」を取りまとめるとともに、整備効果や施工難度等を加味した優先順位を整理する。

項 目	内容・作成事項
① 図面作成	簡易横断図の作成
② 施工性の評価	整備可否の判断、整備方法（側溝整備、舗装のみ等）の選定、整備効果および施工難易度の評価
③ 整備優先順位	整備を優先すべき対象案件の抽出、優先順位の整理

2. 整備方針の策定

委託業務により作成した「個別調査表」に基づき整備の優先度をはじめ、整備が困難な事例への対応基準や整備順序の設定など、狭あい道路対策事業における新たな「整備方針」を策定する。

【整備方針において重視する視点（案）】

整備区分	事例区分	分類基準
優先的整備が望ましい事例	整備効果が高い案件	【用地の連続性】 連続して寄附がなされ、整備延長が十分に確保できる案件 【ボトルネック解消】 局所的な改良を行うことで、路線全体の道路環境が大幅に改善される案件 など
整備順序の見直しを行う事例	整備効果が限定的な案件	旗竿状敷地など接道の長さが短い案件※
	構造的・技術的困難案件	宅地が道路より著しく低い崖地など接道（進入）に影響のない案件

※整備補助金の活用を促す

整備順序の見直しを行う事例



3. 今後の見通し

新たな「整備方針」に基づき効率的な整備を推進するとともに、申請者による整備に対して補助を行う「狭あい道路整備補助金制度」の見直しにより、未整備案件を年間100件以上削減し、今後14年以内で未整備案件の解消を図る。

<追加資料>

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託における
除草の実施時期について

道路や河川の除草については、道路利用者の通行上の安全確保や河川堤防の点検、景観維持を目的として実施している。

交通量の多い幹線道路や準用河川など、広範囲で毎年定期的に行う除草は、一般競争入札による発注業務で実施しており、この発注業務以外の小規模な除草については、地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託において適宜実施している。

なお、令和 7 年度の地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託における各ブロック毎の除草実績は下表のとおりである。

【令和 7 年度 月別除草件数】

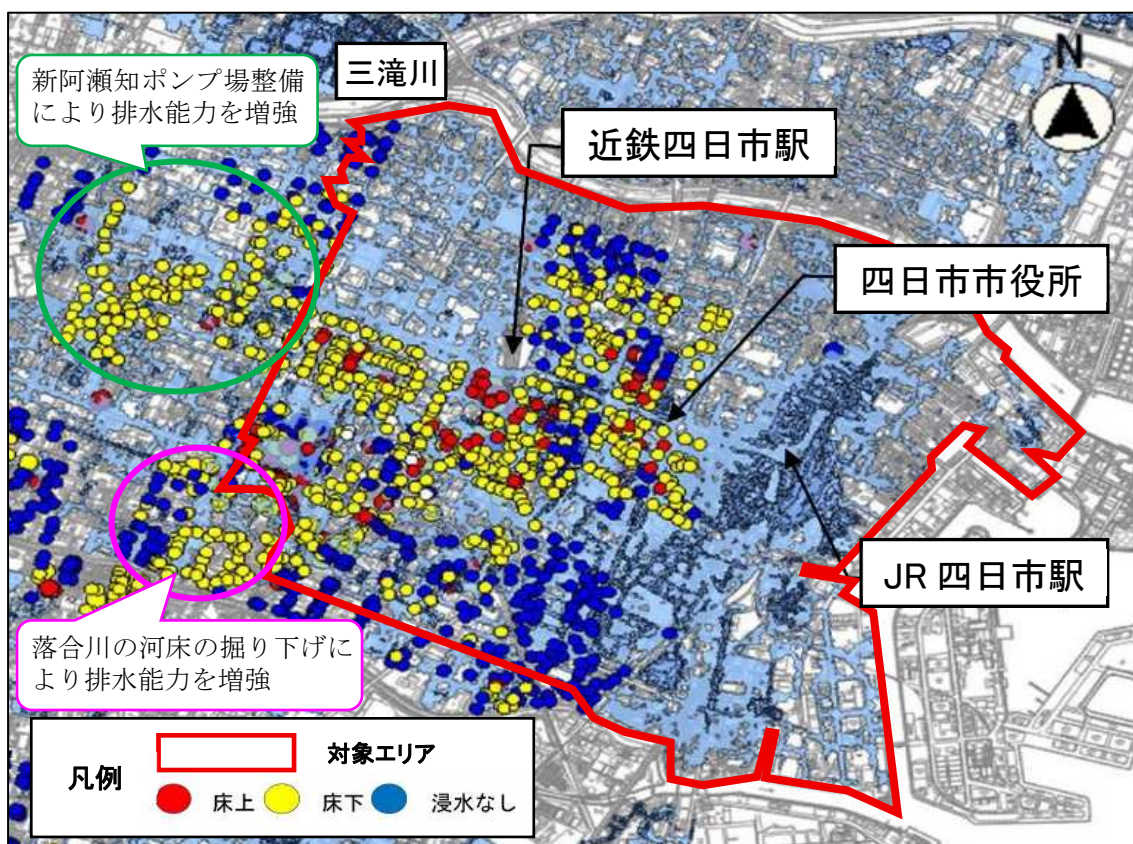
	北部			中部			南部			合計
	道路	河川	合計	道路	河川	合計	道路	河川	合計	
令和7年4月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
令和7年5月	1	0	1	1	3	4	0	1	1	6
令和7年6月	1	2	3	5	0	5	1	1	2	10
令和7年7月	1	0	1	5	6	11	1	0	1	13
令和7年8月	2	1	3	10	0	10	8	6	14	27
令和7年9月	4	4	8	7	5	12	2	3	5	25
令和7年10月	1	0	1	7	0	7	3	1	4	12
令和7年11月	2	1	3	4	0	4	0	1	1	8
令和7年12月	0	0	0	1	0	1	3	1	4	5
令和8年1月	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
令和8年2月	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
令和8年3月	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	13	10	23	40	15	55	18	14	32	110

<追加資料>

リアルタイム浸水予測マップ構築事業について

1 浸水予測マップ対象エリア

令和7年9月の大雨による浸水被害を踏まえ、中心市街地とその周辺エリアを対象とした。今回の対象エリアでは、全ての雨水を管渠を通してポンプ場から海へ排水するため、約80%の予測精度を確保できる見込み。



※9月12日の大雨災害における浸水状況を、内水氾濫ハザードマップに重ねたデータ

2 予算額の内訳について

1. 下水道施設データの整備や気象データの受信基盤の構築	4,530 千円
2. 浸水予測システムの構築	10,970 千円
3. 市民への情報発信画面やLINE プッシュ通知等の連携機能構築	8,540 千円
4. システム運用に向けたテスト・マニュアル作成	1,960 千円
計	26,000 千円

(参考) 運用・保守 (気象データ受信料・クラウド利用料) 約 300～400 千円/月

<追加資料>

新阿瀬知ポンプ場について

1 新阿瀬知ポンプ場整備の事業進捗及び今後のスケジュールについて

新阿瀬知ポンプ場の整備期間の短縮を図るため、以下のように事業スケジュールの見直しを行った。

【事業スケジュール】

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～R22	R23～R25
(1) 地元説明・都市計画決定								
中部地区地域社会 づくり推進会議		11月 事業概要の説明(※次回9月 事業進捗の説明予定)						
地権者説明会		12月 事業概要、用地補償の説明						
地権者の都市計画決定 同意		1月 都市計画決定同意書(全員から受領)						
都市計画決定手続き (縦覧、審議会など)		7月 都市計画審議会議決、9月 決定告示予定						
(2) 用地買収								
用地測量								
土地境界立会		7月 実施済						
土地境界確定		9～10月 完了予定						
土地価格の算定		10月 公有財産審査会で価格決定予定						
物件立入調査								
物件移転補償額の算定								
土地の売買契約・ 物件移転補償契約								
土地の所有権移転								
(3) 設計・工事								
工期短縮の検討								
基本設計の見直し				7月 日本下水道事業団と業務委託契約済				
詳細設計								
埋設管(上下水道、 ガス、NTT)の移設								
本体工事								3年短縮

R23～ 供用開始予定